

○令和7年度より、契約変更の手続きの透明性を確保するため、国土交通省直轄工事において契約変更前に必要に応じて受発注者以外の第三者が適正性をチェックし、その意見を反映、公表する仕組みを導入する。

○支出負担行為担当官発注工事において、大幅な増額変更等の前に第三者が契約変更の適正性を確認する試行を実施し、第三者及び受発注者双方の意見を踏まえ、実現可能な仕組みへの改善を図る。

<赤字が従来手続きからの追加点>

